

## ドローン撮影時のマメ知識



### Q ドローンはどこでも飛ばせるのですか

- A** 人口密集地などは国土交通省改正航空法に従い、飛行許可申請が必要です。改正航空法だけでなく、道路交通法、都道府県等の条例によっても制限されていますので、飛行許可の不要な場所などは当社で確認させていただきます。大平印刷は関西2府4県（京都府、大阪府、兵庫県、滋賀県、奈良県、和歌山県）の年間飛行許可を取得しています。追加の許可申請には日数を要します。予めご相談ください。

※撮影は全国対応しておりますので、お問い合わせください。

### Q 飛行禁止区域とはどんなところですか

- A** 飛行禁止区域は、地表または水面から150m以上の高さの空域、空港周辺の空域、人口集中地区の上空などです。また公園や国の重要な建物・場所では、半径300mを含めて飛行できません。

### Q 夜間の撮影は可能ですか

- A** 夜間の飛行、祭り・イベント上での飛行、150m以上の飛行などは事前の許可が必要です。その際の申請料は別途必要となります。

### Q ドローンは誰でも飛ばせるのですか

- A** ドローンの操縦に現在免許（国家資格）はありませんが、安全な空撮のため、専門機関で訓練されたパイロットによる撮影をおすすめいたします。

### Q ドローンの離発着に適さない場所がありますか

- A** 占有許可が必要な道路はドローンの発着場所に向いていません。また、機体が安定しないので斜面なども向きません。またGPSが機能しない鉄板の上も離発着には適していません。

### Q 雨の日でも撮影は可能ですか

- A** 撮影当日に現場が雨天、強風の場合は、ドローンの落下などの危険があるため、直前であっても当社の判断で撮影を中止する場合があります。

### Q ドローンが墜落した場合はどうなりますか

- A** 突発的な事故により、ドローンが墜落する可能性もございます。万一、ドローンが墜落して事故が起きた場合、大平印刷は対人・対物とも1事故1億円までの契約保険に加入しています。

# TAIHEI NOW

TAIHEIとお客様をつなぐコミュニケーションペーパー



TAIHEI DRONE

ダイナミックな魅力を引き出す  
**ドローン空撮**



# 大平印刷のドローン空撮の特長



## 安心安全な飛行をお約束！

- ・ 一般社団法人 ドローン撮影クリエイターズ協会（DPCA）の操縦講習を修了した自社養成操縦者が撮影に従事します。
- ・ 基本的に2名体制（ドローン操縦者1名、カメラオペレーター1名）で撮影します。  
※INSPIRE 2 の場合

## 映像品質にも自信あり！

- ・ 操縦者はプロカメラマン。ドローンの操縦技術だけでなく、カメラワークにも自信があります。

## ドローン撮影がワンストップで実現！

関西圏（京都府、大阪府、兵庫県、滋賀県、奈良県、和歌山県）の包括撮影許可取得済み。

このほか全国での撮影もご相談承ります。

撮影における各種申請の代行も承っています。



国交省の許可・承認書

# ドローン活躍事例

## イベントの撮影に！

イベント会場の賑わいの撮影が上空や海上など、さまざまな目線から可能になります。



## 映像制作・プロモーション制作に

これまでは大がかりな機材の準備や設営を必要とした上空からの撮影も、ドローンでは実現しやすくなります。



大平印刷の制作事例→

## 点検・調査

今注目されているのが点検や調査といった現場でのドローン活用。人が登りにくい・行きづらい場所では、ドローンが活躍します。



## 撮影機材

当社所有の DJI 社製のドローン（INSPIRE 2 または Mavic Pro）で撮影します。

### INSPIRE 2



超画質のカメラ X5S搭載

### Mavic Pro



折りたためるタイプのコンパクトフライトカメラ

※撮影対象・ご予算によっては別の機材になる場合もあります。  
※価格は想定使用バッテリー個数・撮影時間などを基本にご提示させていただきます。詳しくは担当営業にお問い合わせください。

## ドローン空撮の流れ

